

葛飾区人権啓発紙 Vol.10

# こんにちはは人権

12月4日～10日は人権週間

～みんなで築こう人権世紀～

▼中青戸小学校の児童と先生



東綾瀬小学校の児童と先生



▲鎌倉小学校の児童

心をつなぐ思いやり笑顔あふれるまちへ

人権とは、わたしたちの誰もが持っている、人間らしく幸せに生きる権利です。現在、いじめや虐待、DV(ドメスティック・バイオレンス)、ストーカー行為のほか、次のような他人の人権を考えないような問題が起きています。

- 同和問題 (部落差別) 特定の地域の出身であるという理由で就職や結婚などの場面で差別する
- ヘイトスピーチ (特定の民族や国籍の人びとに対する差別的な表現)
- LGBTなどのセクシャルマイノリティに対する偏見 など

人権を大切にしていくためには、わたしたち一人ひとりが、お互いの違いや個性を認め合い、相手の気持ちを考えて行動していくことが重要です。今から、自分も相手も大切に、笑顔あふれるまちをつくっていきましょう。

人権擁護委員は、相手への思いやりの心を育てます

◎人権に関する講話 (全国中学生人権作文コンテスト)

全国中学生人権作文コンテストの一環として、生徒は人権擁護委員から人権に関する講話を聞き、作文を書きます。それにより、生徒は人権尊重の重要性や必要性の理解を深めます。今年度は、大道中学校・金町中学校が作文コンテストに参加しました。

◎人権の花運動

児童は草花を育てることをとおして生命の尊さを学び、思いやりの心を育みます。今年度は、東綾瀬小学校・中青戸小学校・鎌倉小学校が人権の花運動に参加しました。

各学校の児童は、協力して種まきや草花への水やりを行い、赤色や黄色などの鮮やかな花(マリーゴールド、サルビア)を咲かせました。

◎人権身の上相談(無料)

第1火曜日午前10時から午後3時 区役所2階 区民相談室

人権侵害をされて困った、悩んでいる、などの相談を受けます。個人の秘密は固く守ります。気軽に相談ください。予約は不要です。

## 人権擁護委員とは

法務大臣から委託された民間ボランティアです。人権相談を受けたり、人権の考えを広めたりする活動をしています。詳細については、人権推進課 (TEL: 03-5654-8148) までお問い合わせください。

- 西村 孝一 ●岡田 裕子 ●小高 方樹
- 岩田 敦子 ●石井 玲子 ●壺内 明
- 長坂三重子 ●内田 昌宏 ●津村 政男
- 青木 秀樹 ●塚本 亨 ●宇田川博史
- 齋藤 英子 ●天羽 徳実 ●小倉 秀夫

## 人権週間 記念講演会

## LGBTを理解しよう

～多様性を認め合う社会をめざして～

講師 日高 庸晴さん (宝塚大学看護学部教授) ※手話通訳、要約筆記、磁気ループあり

日時 平成29年12月19日(火) 午後2時から午後4時 (開場午後1時30分)

場所 葛飾区男女平等推進センター 多目的ホール(ウィメンズパル1階)

参加方法 定員200名、当日会場先着順。入場無料。

保育 1歳以上の未就学児が対象 (12月12日(火)午後5時まで)に人権推進課に要予約

主催 葛飾区、葛飾区教育委員会、葛飾地区人権擁護委員会

問い合わせ・保育申し込み 人権推進課 (TEL: 03-5654-8148)

# あなたが正しい知識を持つことが、大切な人を助けます。

# DVのない社会に向けてわたしたちができること

DVはわたしたちのごく身近な問題です。

内閣府「男女間における暴力に関する調査(平成26年)」によると既婚女性の約四人に一人がDV被害の経験があり、男性も六人に一人全体では五人に一人が被害を受けた経験があるとされています。この問題をふまえて「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が平成13年に施行されましたが、DVが単なる「夫婦げんか」などではなく、お互いの人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であるということをご認識する必要があります。

逃げない、助けを求めないのはなぜ?

背景にはさまざまな困難が存在します

DV被害を受けている女性が、辛い状況であるにも関わらず、加害者から逃げようとしないうちに、自ら助けを求めないということがあります。理由はさまざまですが、身近なパートナーから振られる暴力は家庭などの閉じた環境で起こり、強固な支配関係が成立している場合は、「そこから逃げる」「誰かに相談する」という考えが、加害者により徹底的に排除されることが多いのです。閉じた環境での繰り返しの暴力から思考力は落ち、自己否定をされ続けることで「自分が悪い」と思い込まれます。そのため、たとえ逃げることもできても罪悪感や後悔で苦しみ、場合によっては、自ら加害者のもとへ戻ってしまうこともあるのです。

また、被害者は加害者から働くことを許されず、自由になるお金を持たれないことが多いため経済的不安も強くなりやすく、子どもがいる場合は「子どもには両親がいた方がよい」という社会的通念に捉われ、逃げにくい状況をもたらします。



あなたが大切にしてください

配偶者からの暴力に悩んでいる人がいたら、「**必ず話を聞き、「夫婦は対等」「あなたは悪くない」という声を掛けてあげましょう。「あなたも悪かったのでは?」「別れたらいいじゃない」「愛されているからだよ」という言葉は相談者を傷つけ、せっかくのSOSを逃してしまふ可能性があります。**

また、あなたが力になりたいと思っても、被害者は時に助けを断り、加害者から離れないこともあるでしょう。「逃げない、助けを求めないのはなぜ?」の記事参照

大切なのは、問題をどうにかすることではなく、**「いつても力になるよ」「あなたは大切に」と伝え続け、**気にかけている人がいることを被害者に知ってもらうことです。そして、暴力は心身に大変な影響を継続して与えることが多く、解決も難しいため、専門機関への相談が大切です。葛飾区男女平等推進センターでは専門の女性カウンセラーが相談に応じますので、ぜひご案内ください。

## ひとくちメモ

「ドメスティック・バイオレンス(DV)」の用語については、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力」という意味で使用されることが一般的となっており、記事内でもこの意味で使用しています。

## 女性のための相談(要予約・無料)

TEL: 5698-2211(月～金 午前9時～午後5時) ※休館日は除く

女性に対する暴力(DV)相談	月・木	午前10時～午後5時
法律相談	火	午後1時30分～午後4時30分
悩みごと相談	月・火・木・金	午前10時～午後5時
		午後1時～午後4時
	水	午後5時～午後8時 【電話のみ・男性も可】

## 男女共同参画講演会のお知らせ

### 「コミュニケーションに役立つ脳科学～男女脳って何だろう～」

**日時** 平成30年3月3日(土) 午後3時30分～5時30分  
**場所** ウィメンズバル 多目的ホール(立石5-27-1)  
**定員** 200名(事前申込・先着順)  
**申込方法など** 2月発行の広報かつしかでご案内いたします。

**黒川 伊保子さん**  
株式会社感性リサーチ 代表取締役  
人工知能研究/脳科学コメンテーター、随筆家

脳科学の見地から「脳の気分」を読み解く感性アナリスト。脳の研究からくりだされる男女脳の可笑しくも哀しい違いを描いた随筆や恋愛論、脳機能から見た子育て指南本、語感の秘密を紐解く著作も人気を博し、TVやラジオ、雑誌にもたびたび登場、幅広く活躍している。

## 次世代を担う! 女性活躍応援インタビュー

**Q4 これからやってみたいことはありますか?**  
来年の3月に「女子大生×防災」イベントを企画しています。今後も草の根の活動を続けていくためにどのような進路が良いか模索中です。

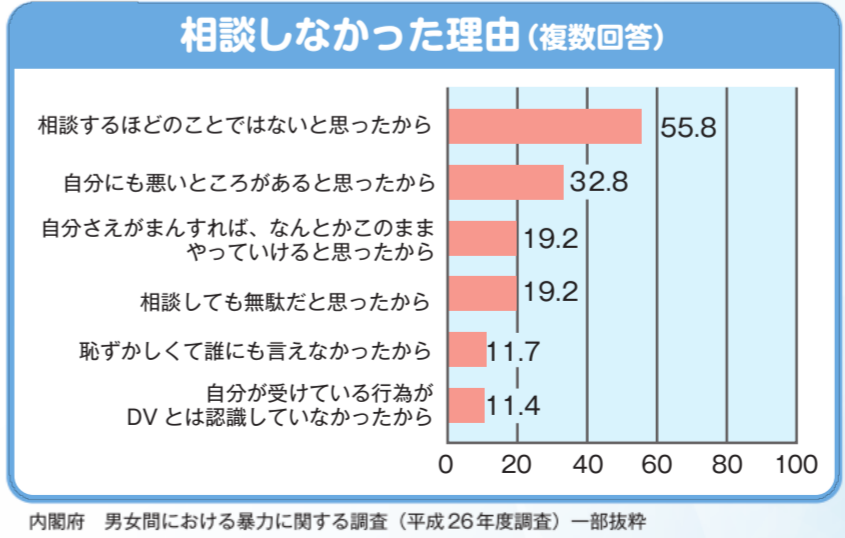
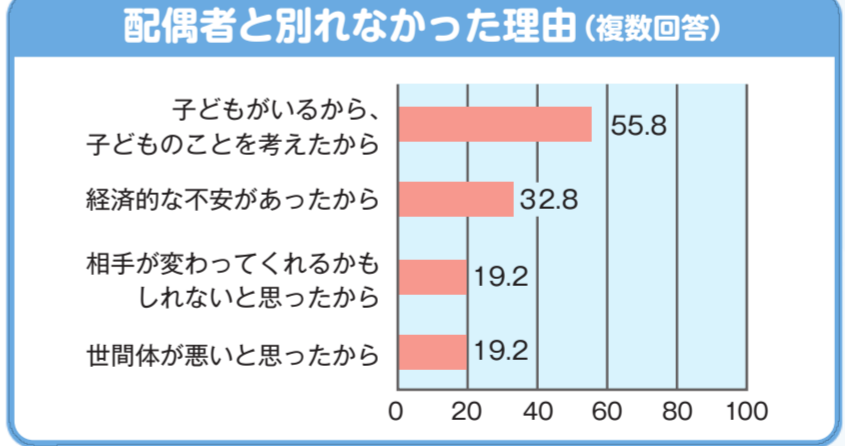
**Q3 現在の活動の魅力、おもしろさは何ですか?**  
現在は「災害」を切り口にジェンダーやヘルスについて「自分で自分を守る」ことができるように平常時から備えるワークショップなどを行っています。その理由は、たくさんの方が「自分の未来は自分で決める」と言えるように、また行動できるようにという願いからです。課題解決のために自ら主体的に動き、働きかけることはとても楽しいです。

**Q2 ジェンダーバイアスに関心を持ったきっかけは?**  
高校2年生の時、同級生から「女なんだから黙っていろ。可愛くしていればよい」と言われたのが最初のきっかけです。その後、世界には女性という理由で、権利を剥奪されている人びとがいると知り、現在の活動につながっています。

**Q1 Torch for girlsを立ち上げた動機は?**  
高校生の頃から国際NGOで活動をしていましたが、「日本の方が途上国ではないか」「もっと日本の女子に焦点を当てたい」と思い立ち上げました。

**櫻井彩乃さん**  
聖心女子大学 文学部国際交流学科 4年生

産まれも育ちも葛飾区。葛飾区男女平等推進審議会委員として葛飾区をより良いまちにするべく活動しています。2015年春に「自分の未来は自分で決める」と言うように、行動できる女の子を増やすことを指針とする団体 Torch for girls を立ち上げました。現在は、東日本大震災から学び、次に活かすべく「災害×ジェンダー×ヘルス」をテーマに勉強会などを行っています。



- 身体的暴力**  
殴る、蹴る、髪を引っ張る、刃物をつきつけるなど、直接からだを傷つける行為
- 精神的暴力**  
大声でどなる、無視する、行動を制限するなど、精神的に追い込む行為
- 性的暴力**  
性行為を強要する、避妊に協力しないなど、性的に心身を傷つける行為
- 経済的暴力**  
生活費を渡さない、仕事をさせないなど、経済的自由を奪う行為

# 男女平等推進センターをご利用ください。

男女平等推進センターは、学びと交流の場としてご利用いただくことができます。

## × …… 講座・講演会 …… ×

男女平等推進センターでは、男女平等社会の実現に向け、各種講座や講演会などを行っています。詳細は「広報かつしか」、区ホームページなどでお知らせします。

## × …… 図書資料室 …… ×

男女平等や女性・人権に関わる内容について豊富な蔵書があります。葛飾区立図書館の利用カードで借りることができ、インターネットからの検索や予約もできます。区立図書館にある本を予約し、男女平等推進センターで受け取ることもできます。

開室時間 月～金 午前9時～午後5時

休室日 土・日・祝日、年末年始、特別整理期間



〒124-0012 葛飾区立石5-27-1 ウィメンズハル内  
TEL: 5698-2211 FAX: 5698-2315  
開館時間 月～土 午前9時～午後9時30分  
日・祝 午前9時～午後5時30分  
休館日 年末年始、館内点検・清掃日

# 女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日から、11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、内閣府その他の男女平等参画推進本部構成府省庁の主唱により「女性に対する暴力をなくす運動」を実施しています。

男女平等推進センターでも毎年、女性に対する暴力を考えるパネル展示や、DV根絶の願いを込めパープルリボンを作成してもらって啓発運動を行っています。また、11月18日(土)にはデートDV防止の講座も実施し、改めて予防教育の大切さについて理解を深めました。

区民のみなさんに飾り付けていただいたパープルリボンツリー



## 知っていますか?

### 「AV(アダルトビデオ)出演強要問題」

### 「JK(女子高生)ビジネス問題」

AV出演強要問題とは、モデルや高収入のアルバイトなどと偽って勧誘し、AVへの出演契約にサインをさせるものです。JKビジネス問題とは、SNSやスカウトなどを介して女子高生を募集し、最初は簡単な接客から、次第に性的なサービスを強要するビジネスであり、ストーカー行為にあうなどの被害も出ています。



いずれも自分から応募し契約をしたという負い目から身近な人にも相談できずに被害が拡大するという問題を抱えています。これらは力を持った大人が、知識や情報量の少ない若年者に対し行う悪質な暴力であり、人権侵害です。

内閣府男女共同参画局のホームページの啓発サイトでは、動画やイラストを使用し分かり易く事例や相談窓口を紹介していますので、正しい知識を得て自分自身や身近な人を守りましょう。



# あなたの中に差別意識はありませんか？

自分は、差別をしたことも、差別をされたこともないという人がいるかもしれません。しかし、差別はあなたのまわりで、今も起きています。

人間は、自分の意思で生まれるところを選ぶことができません。にもかかわらず、同和地区(被差別部落)の出身という、ただそれだけの理由で、さまざまな差別を受けている人びとがいます。これを同和問題(部落差別)と言います。

## 卑劣極まりない差別落書き

葛飾区においては、平成13年以来、断続的に同和地区出身者を貶める差別落書きが区内で発生しています。特に平成27年11月から平成29年2月までの間に、差別落書きが公園内のベンチや椅子、階段の手すり、区の広報掲示板、区管理の街路灯、自治町会の掲示板など、25件、46箇所 に及んでいます。さらに、隣接の足立区や江戸川区、江東区、北区でも同一筆跡と思われる差別落書きの被害が拡大しています。



▲川端南児童遊園先スロープ手すり



▲区街路灯支柱

## 同和問題とは

日本社会の歴史的発展の過程で形作られた身分制度や歴史的、社会的に形成された人びとの意識に起因する差別が、現在もなおさまざまな形で現れている重大な人権問題です。

封建時代において、武器・馬具や多くの生活用品に必要な皮革を作る仕事や、地域の警備を行うなど、当時の生活に欠かせない役目を専門に担っていた人びとがいましたが、彼らは住む場所、仕事、結婚、交際など、生活のすべての面できびしい制限を受け、差別されていました。

それらの人びとが居住していたところが「同和地区(被差別部落)」といわれ、同和地区の出身であるという理由で、就職や結婚などさまざまな差別を受け、基本的人権を侵害されている人びとがいます。

## 差別落書きを発見したら

こうした差別落書きは、同和地区出身者の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、極めて悪質で許せない行為です。

差別落書きをそのまま放置すれば、新たな差別を植え付け、差別を助長することにつながります。差別落書きと思われる落書きを発見した場合は、その場で消去せず、紙で覆うなどの処置をしたのち、区人権推進課(直通 5654-8148)までご連絡ください。

## 差別をなくすために

平成28年12月16日、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。この法律は、「部落差別のない社会を実現すること」を目的としています。

葛飾区はこの法律の趣旨をふまえ、同和問題の解決を図るため、様々な施策に取り組んでまいります。

今もなお、現実社会の中で厳然として存在している「差別」。わたしたち一人ひとりが、自分に関わる問題として差別の現状を知るとともに、差別を見抜く目を養い、その解消に向けた積極的な行動が求められています。